

44 中央大学へ教育勅語謄本下付の件申請〔昭和十二年十月〕

追而奉護規定其他ハ 御真影奉戴申請書添付ノモノヲ御參照被下様願上候

号	定決裁	文書課長	送発	月日	起案者
	月日				
(注記1)		(注記2)		(若林)	

昭和十二年十月五日起案 庶務掛長 (鶴狩) 秘書課長 (堀池)

勅語謄本下付案 (注記3) 秘書課長 (下札)

(注記4) 中央大学学長宛 本年十月一日付 (抹消) [号ヲ以テ] (抹消) [二]对シ 勅語謄本下付ノ件御申請ノ処本日右老通別便ヲ以テ送付ス (勅語謄本老通添付ノコト)

(注記5) 申請書 教育勅語謄本奉戴仕度候ニ付何卒御下賜相成様取計被下度申請候也

昭和十二年十月一日 中央大学学長法学博士原 嘉道 印 文部大臣 安井英二殿

(注記1)

「二十五伝達」

(注記2)

「施行前要再回」 (藤澤)

(注記3)

「記録掛/15・2・10/受領」

(注記4)

「一〇九」(簿冊内件名番号)

(注記5)

「文部省/学秘42号/昭和12・10・1」

(下札)

①種別 い四/聯繫 /登録追加 /件名 中央大学、勅語謄本

一通下附/番号 /結了年月日 昭和一二、一〇、二五/保存年限 ムキ/枚数 2

〔自昭和12年1月至昭和12年12月 教育ニ関スル勅語謄本 交付 第5冊〕 文部省 3A, 30-6, 1078